

令和 8 年和泉市議会第 1 回定例会付託案件表

No. 1

種別	番号	件名	付託委員会
議案	1 9	和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について	総務企画委員会
議案	2 0	和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	
議案	2 1	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について	都市環境委員会
議案	2 2	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	
議案	2 3	和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	
議案	2 4	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	
議案	2 5	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
議案	2 6	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	
議案	2 7	工事請負変更契約の締結について（(仮称) 和泉市立富秋学園整備事業）	厚生文教委員会
議案	2 8	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立老人集会所）	
議案	2 9	和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	
議案	3 1	令和 7 年度和泉市一般会計補正予算（第 7 号）	所管委員会
議案	3 2	令和 7 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	都市環境委員会
議案	3 3	令和 7 年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	厚生文教委員会
議案	1 2	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	予算審査特別委員会
議案	1 3	和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案	1 4	和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案	1 5	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案	1 6	和泉市認定子ども園条例等の一部を改正する等の条例制定について	
議案	1 7	和泉市環境未来共創金条例制定について	
議案	1 8	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
議案	3	令和 8 年度和泉市一般会計予算	
議案	4	令和 8 年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
議案	5	令和 8 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
議案	6	令和 8 年度和泉市介護保険事業特別会計予算	
議案	7	令和 8 年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案	8	令和 8 年度和泉市水道事業会計予算	
議案	9	令和 8 年度和泉市公共下水道事業会計予算	
議案	1 0	令和 8 年度和泉市公共浄化槽事業会計予算	
議案	1 1	令和 8 年度和泉市病院事業会計予算	

分割付託案件内訳

◎ 議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）

○歳入	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総務企画委員会
○歳出のうち		
2款 総務費（総務管理費）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市環境委員会
2款 総務費（戸籍住民基本台帳費）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生文教委員会
3款 民生費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生文教委員会
12款 諸支出金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市環境委員会
○債務負担行為補正		
老人集会所指定管理料	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生文教委員会
○地方債補正		
デジタルサービスツール整備事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総務企画委員会
公金収納システム等整備事業（税務室所管分）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総務企画委員会
公金収納システム等整備事業（市民室所管分）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生文教委員会
児童福祉施設整備事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生文教委員会
義務教育施設整備事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生文教委員会
○繰越明許費補正		
大阪府防災行政無線設備整備事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総務企画委員会
住民基本台帳システム等改修事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生文教委員会
土地改良施設防災減災事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市環境委員会
伏屋唐国線道路改良事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市環境委員会
大阪府防災行政無線設備整備事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市環境委員会

令和8年和泉市議会第1回定例会議事日程（第1日）

No. 1

（2月19日）

日程	種別	番号	件名	摘要
1			会議録署名議員の指名について	
2			会期の決定について	
3	議案	30	教育委員会委員の任命について	P. 104
4	監査報告	1	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和7年10月分）	別冊P. 2
5	監査報告	2	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和7年10月分）	別冊P. 16
6	監査報告	3	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和7年10月分）	別冊P. 32
7	監査報告	4	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和7年11月分）	別冊P. 37
8	監査報告	5	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和7年11月分）	別冊P. 51
9	監査報告	6	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和7年11月分）	別冊P. 67
10	監査報告	7	定期監査（令和7年度第2次分）結果報告書	別冊
11	監査報告	8	財政援助団体等監査結果報告書	別冊
12	報告	1	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事））	P. 107
13	報告	2	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事））	P. 114
14	議案	19	和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について	P. 49
15	議案	20	和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	P. 54
16	議案	21	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 59
17	議案	22	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	P. 63
18	議案	23	和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	P. 65
19	議案	24	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 68
20	議案	25	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 71
21	議案	26	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 75
22	議案	27	工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立富秋学園整備事業）	P. 80
23	議案	28	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立老人集会所）	P. 82
24	議案	29	和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	P. 90
25	議案	31	令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）	P. 122
26	議案	32	令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	P. 134
27	議案	33	令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	P. 136

令和8年和泉市議会第1回定例会議事日程（第1日）

No. 2

（2月19日）

日程	種別	番号	件名	摘要
28	議案	12	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 4
29	議案	13	和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 7
30	議案	14	和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 9
31	議案	15	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 11
32	議案	16	和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について	P. 14
33	議案	17	和泉市環境未来共創金条例制定について	P. 20
34	議案	18	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 24
35	議案	3	令和8年度和泉市一般会計予算	別冊
36	議案	4	令和8年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
37	議案	5	令和8年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
38	議案	6	令和8年度和泉市介護保険事業特別会計予算	別冊
39	議案	7	令和8年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
40	議案	8	令和8年度和泉市水道事業会計予算	別冊
41	議案	9	令和8年度和泉市公共下水道事業会計予算	別冊
42	議案	10	令和8年度和泉市公共浄化槽事業会計予算	別冊
43	議案	11	令和8年度和泉市病院事業会計予算	別冊
44	議員提出 議案	1	予算審査特別委員会設置について	
45			予算審査特別委員会委員の選任について	

令和 8 年和泉市議会第 1 回定例会議事日程 (第 2 日)

(3 月 1 9 日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		一般質問について	

令和8年和泉市議会第1回定例会議事日程（第3日）

（3月25日）

日程	種別	番号	件名	摘要
1			会議録署名議員の指名について	
2	議案	19	和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について	総務企画 委員長報告
3	議案	20	和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	
4	議案	21	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について	都市環境 委員長報告
5	議案	22	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案	23	和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案	24	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	
8	議案	25	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
9	議案	26	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	
10	議案	27	工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立富秋学園整備事業）	厚生文教 委員長報告
11	議案	28	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立老人集会所）	
12	議案	29	和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	
13	議案	31	令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）	所管 委員長報告
14	議案	32	令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	都市環境 委員長報告
15	議案	33	令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生文教 委員長報告
16	議案	12	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	予算審査特別 委員長報告
17	議案	13	和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
18	議案	14	和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
19	議案	15	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
20	議案	16	和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について	
21	議案	17	和泉市環境未来共創金条例制定について	
22	議案	18	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
23	議案	3	令和8年度和泉市一般会計予算	
24	議案	4	令和8年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
25	議案	5	令和8年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
26	議案	6	令和8年度和泉市介護保険事業特別会計予算	
27	議案	7	令和8年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算	
28	議案	8	令和8年度和泉市水道事業会計予算	
29	議案	9	令和8年度和泉市公共下水道事業会計予算	
30	議案	10	令和8年度和泉市公共浄化槽事業会計予算	
31	議案	11	令和8年度和泉市病院事業会計予算	
32	議案	34	令和7年度和泉市一般会計補正予算（第8号）	追加 P. 2
33	議員提出 議案	2	和泉市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	別紙
34	議員提出 議案	3	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	別紙

議員提出議案第 2 号

和泉市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

和泉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 25 日提出

提 出 者

和泉市議会議員	吉川 茂樹
同	谷上 昇
同	友田 博文
同	森 久往
同	飯阪 光典

和泉市議会議員	松田 義人
同	坂本 健治
同	原 重樹
同	阿部 博

和泉市議会規則第 号

和泉市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

和泉市議会会議規則（平成13年和泉市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(議席)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議に諮</u> <u>って議席を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更すること</u> <u>ができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討</u></p>	<p>(議席)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議には</u> <u>かつて議席を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更すること</u> <u>ができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討</u></p>

新	旧
<p>論を用いないで会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>3 略 (議案の提出)</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備</u>え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては他に1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備</u>え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 (修正の動議)</p> <p>第16条 修正の動議は、その案を<u>備</u>え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては他に1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序)</p> <p>第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って決める。 (日程の作成及び配布)</p>	<p>論を用いないで会議には<u>か</u>って決める。</p> <p>3 略 (議案の提出)</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そ</u>なえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては他に1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そ</u>なえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 (修正の動議)</p> <p>第16条 修正の動議は、その案を<u>そ</u>なえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては他に1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序)</p> <p>第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議には<u>か</u>って決める。 (日程の作成及び配布)</p>

新	旧
<p>第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>諮って</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>諮って</u>延会することができる。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から</p>	<p>第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>はかつて</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>はかつて</u>延会することができる。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上か</p>

新	旧
<p>異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って決める。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第36条 会議に付する事件は、第140条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聴</u>き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って省略することができる。 (付託事件を議題とする時期)</p> <p>第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待</u>って議題とする。 (委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第38条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次</u>いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の報告は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って省略することができる。</p>	<p>ら異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>は</u>か<u>っ</u>て決める。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第36条 会議に付する事件は、第140条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聞</u>き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>は</u>か<u>っ</u>て省略することができる。 (付託事件を議題とする時期)</p> <p>第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>ま</u>って議題とする。 (委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第38条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>つ</u>いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の報告は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>は</u>か<u>っ</u>て省略することができる。</p>

新	旧
<p>4 略 (発言の許可等)</p> <p>第49条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略 (発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2、3 略 (発言内容の制限)</p> <p>第54条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を<u>超えて</u>はならない。</p> <p>2、3 略 (質疑の回数)</p> <p>第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を<u>超える</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第56条 略</p>	<p>4 略 (発言の許可等)</p> <p>第49条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略 (発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2、3 略 (発言内容の制限)</p> <p>第54条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を<u>こえて</u>はならない。</p> <p>2、3 略 (質疑の回数)</p> <p>第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を<u>こえる</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第56条 略</p>

新	旧
<p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>諮</u>って決める。 (発言の継続)</p> <p>第58条 略</p> <p><u>(反問)</u></p> <p>第58条の2 市長その他の答弁を行う者は、議長の許可を得て、議員の<u>質疑又は質問の趣旨及び内容を</u>確認するために反問<u>することができる。</u></p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>諮</u>って決める。 (緊急質問等)</p> <p>第62条 略</p> <p>2 前項の同意については、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>諮</u>らなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第65条 市長その他の関係機関が、<u>質疑及び質問</u>に対し、直ちに答</p>	<p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>は</u>かって決める。 (発言の継続)</p> <p>第58条 略</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>は</u>かって決める。 (緊急質問等)</p> <p>第62条 略</p> <p>2 前項の同意については、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>は</u>からなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第65条 市長その他の関係機関が、<u>質疑及び質問</u>に対し、直ちに答</p>

新	旧
<p> 弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写し</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。 </p> <p> 第8節 表決 (表決問題の宣告) </p> <p> 第66条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (電子採決システム等による表決) </p> <p> 第69条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 </p> <p> 2、3 略 </p> <p> 4 前項の場合において、議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は第1項若しくは第3項の議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。 (投票による表決) </p> <p> 第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 </p> <p> 2 略 (簡易表決) </p>	<p> 弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。 </p> <p> 第8節 表決 (表決問題の宣告) </p> <p> 第66条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (電子採決システム等による表決) </p> <p> 第69条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 </p> <p> 2、3 略 </p> <p> 4 前項の場合において、議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は第1項若しくは第3項の議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。 (投票による表決) </p> <p> 第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 </p> <p> 2 略 (簡易表決) </p>

新	旧
<p>第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムにより表決を<u>採ら</u>なければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採ら</u>なければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第95条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第98条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が</p>	<p>第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムにより表決を<u>とら</u>なければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とら</u>なければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に<u>はかつて</u>決める。</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第95条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に<u>はかつて</u>決める。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第98条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が</p>

新	旧
<p>競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第113条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第115条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を<u>超えて</u>はならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第118条 略</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>(発言の継続)</p>	<p>競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第113条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第115条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を<u>こえて</u>はならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第118条 略</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>(発言の継続)</p>

新	旧
<p>第120条 略 <u>(反問)</u> 第120条の2 市長その他の答弁を行う者は、委員長の許可を得て、委員の質疑の趣旨及び内容を確認するために反問することができる。 (質疑又は討論の終結)</p> <p>第121条 略 2 略 3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 (互選の方法)</p> <p>第125条 略 2～5 略 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>諮り</u>委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。 (表決問題の宣告)</p> <p>第127条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決)</p>	<p>第120条 略 (質疑又は討論の終結)</p> <p>第121条 略 2 略 3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議には<u>か</u>って決める。 (互選の方法)</p> <p>第125条 略 2～5 略 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会には<u>かり</u>委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。 (表決問題の宣告)</p> <p>第127条 委員長は、表決を<u>と</u>ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決)</p>

新	旧
<p>第130条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>第130条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>
<p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。</p> <p>(投票による表決)</p>	<p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。</p> <p>(投票による表決)</p>
<p>第131条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p>	<p>第131条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p>
<p>2 略</p> <p>(記名投票)</p>	<p>2 略</p> <p>(記名投票)</p>
<p>第132条 記名投票を<u>行う</u>場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(簡易表決)</p>	<p>第132条 記名投票を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(簡易表決)</p>
<p>第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。</p> <p>(表決の順序)</p>	<p>第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>とら</u>なければならない。</p> <p>(表決の順序)</p>
<p>第137条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出され</p>	<p>第137条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出され</p>

新	旧
<p>たときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (議長及び副議長の辞職)</p> <p>第145条 略</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>その許否を決定する。</p> <p>3 略 (議長の秩序保持権)</p> <p>第158条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 (出席停止の期間)</p> <p>第162条 出席停止は、5日を<u>超える</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。 (会議規則の疑義に対する措置)</p>	<p>たときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (議長及び副議長の辞職)</p> <p>第145条 略</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>その許否を決定する。</p> <p>3 略 (議長の秩序保持権)</p> <p>第158条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。 (出席停止の期間)</p> <p>第162条 出席停止は、5日を<u>こえる</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。 (会議規則の疑義に対する措置)</p>

新	旧
第167条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。	第167条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかって決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第 3 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 25 日提出

提 出 者

和泉市議会議員	吉川 茂樹	和泉市議会議員	松田 義人
同	谷上 昇	同	坂本 健治
同	友田 博文	同	原 重樹
同	森 久往	同	阿部 博
同	飯阪 光典		

理 由

機構改革に伴い、常任委員会の所管に変更が生じたため、所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会委員会条例（平成13年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 厚生文教委員会（8名）</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ <u>こども・健康部</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 略</p> <p>(秘密会)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、<u>討論を用い</u>ないで委員会に<u>諮</u>って決める。</p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第22条 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 厚生文教委員会（8名）</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ <u>子育て健康部</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 略</p> <p>(秘密会)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、<u>討論を用い</u>ないで委員会には<u>か</u>って決める。</p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第22条 略</p>

新	旧
<p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を<u>聴こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲をこえてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>きこう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を<u>きこう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>きこう</u>とする案件の範囲をこえてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。